

A 1 種優先株式及び B 1 種優先株式 発行届出目論見書

令和 2 年 10 月

株式会社 BASE 沖縄野球球団

1 この届出目論見書により行う A1 種優先株式 200,000,000 円の募集及び B1 種優先株式 400,000,000 円の募集については、当社は金融商品取引法第 5 条により有価証券届出書を令和 2 年 9 月 15 日に沖縄総合事務局長に提出し、また同法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を令和 2 年 9 月 18 日に沖縄総合事務局長に提出し、令和 2 年 10 月 1 日にその届出の効力が生じております。

なお、この目論見書の記載事項は、上記訂正届出書により訂正した後の内容を記載したものであります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第四部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書（訂正を含む。）
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	2020年9月15日 有価証券届出書 2020年9月18日 有価証券届出書の訂正届出書
【会社名】	株式会社BASE 沖縄野球球団
【英訳名】	BASE Okinawa Baseball Team Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 北川 智哉
【本店の所在の場所】	沖縄県宜野湾市真志喜二丁目27番8号
【電話番号】	098-917-2353
【事務連絡者氏名】	代表取締役 北川 智哉
【最寄りの連絡場所】	沖縄県宜野湾市大謝名85番5号 宜野湾事務所
【電話番号】	098-917-2353
【事務連絡者氏名】	代表取締役 北川 智哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	募集金額 A 1種優先株式 200,000,000円 B 1種優先株式 400,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注） 募集金額は、本有価証券届出書提出日現在の見込額を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

①【A1種優先株式】

種類	発行数	内容
A1種優先株式	2,000株	(注) 2、3

(注) 1. 発行決議

本有価証券届出書によるA1種優先株式に係る募集は、2020年9月15日開催の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において決議されております。

2. 本有価証券届出書に記載のA1種優先株式の発行数2,000株は、本株主総会において決議されたA1種優先株式の発行数の上限です。A1種優先株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うため、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておりません。

3. A1種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) 優先配当金

① A1種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA1種優先株式を有する株主（以下「A1種優先株主」という。）又はA1種優先株式の登録株式質権者（以下「A1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A1種優先株式1株につき、A1種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、年率2%（以下「A1種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下「A1種優先配当金」という。）の配当を行う。

ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A1種優先配当金の全部又は一部の配当（下記②に定める累積未払A1種優先配当金の配当を除く。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、A1種優先配当金の配当の基準日からA1種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が下記(2)に従い残余財産の分配を行った又は下記(3)に従いA1種優先株式を取得した場合には、当該A1種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

② 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当（以下に定める累積未払A1種優先配当金の配当を除く。）の額の合計額がA1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、払込金額に対しA1種優先配当率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払A1種優先配当金」という。）については、A1種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対して支払う。

③ 非参加条項

A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、A1種優先配当金及び累積未払A1種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

(基準価額算式)

1株あたりの残余財産分配価額＝A1種優先株式の払込金額10万円＋累積未払A1種優先配当金＋前事業年度未払A1種優先配当金＋当事業年度未払A1種優先配当金額

「累積未払A1種優先配当金」とは、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、上記(1)②に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とする。

「前事業年度未払A1種優先配当金」とは、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）に係るA1種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われて

いないA1種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA1種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A1種優先配当金に含まれる場合を除く。）とする。

「当事業年度未払A1種優先配当金額」とは、10万円にA1種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払A1種優先配当金及び前事業年度未払A1種優先配当金を除く。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得条項（強制転換）

当社が、当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構（NPB）への加入を株主総会の決議により決定した場合には、当社は、代表取締役社長が別に決定する日において、A1種優先株主又はA1種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA1種優先株式の全部又は一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他代表取締役社長が決定する合理的な方法により、取得すべきA1種優先株式を決定する。

A1種優先株式1株あたりの取得価額は、上記(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(4) 譲渡制限

譲渡によるA1種優先株式の取得については、当社の取締役会による承認を要するものとする。

(5) 議決権

A1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A1種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A1種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(8) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

① 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対し、A1種優先株式1株につきA1種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）が割当てられるようにする。

② A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対してA1種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者は、A1種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等と同一の額の割当株式等の割当てを受ける。

4. A1種優先株式は、金融商品取引所において上場の予定はありません。

5. 当社は、A1種優先株式のほかに普通株式、A2種優先株式、A3種優先株式、B1種優先株式、B2種優先株式及びB3種優先株式についての定款の定めを置いております。

A2種優先株式及びA3種優先株式については、その払込金額相当額にその発行に先立って株主総会の決議によって3%を上限として定める配当年率を乗じて算出した額の金銭が優先配当金として支払われます。また、残余財産の分配については、普通株主及び普通登録株式質権者に優先いたします。これらを勘案して、A2種優先株式を有する株主及びA3種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないこととしております。

B1種優先株式、B2種優先株式及びB3種優先株式については、剰余金の配当はしないと定められております。残余財産の分配については、普通株主及び普通登録株式質権者に優先いたします。これらを勘案して、B1種優先株式を有する

株主、B 2 種優先株式を有する株主及びB 3 種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないこととしております。

②【B 1 種優先株式】

種類	発行数	内容
B 1 種優先株式	4,000 株	(注) 2、3

(注) 1. 発行決議

本有価証券届出書による B 1 種優先株式に係る募集は、本株主総会において決議されております。

2. 本有価証券届出書に記載の B 1 種優先株式の発行数 4,000 株は、本株主総会において決議された B 1 種優先株式の発行数の上限です。B 1 種優先株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うため、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておりません。

3. B 1 種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) 剰余金の配当

当社は、B 1 種優先株式を有する株主（以下「B 1 種優先株主」という。）又は B 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「B 1 種優先登録株式質権者」という。）に対しては、剰余金の配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 1 種優先株式の払込金額 10 万円（以下「基準価額」という。）を支払う。B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得請求権（転換請求権）

B 1 種優先株主は、当社に対し、2025 年 1 月 18 日以降いつでも、金銭を対価として B 1 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、B 1 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B 1 種優先株主に対して、基準価額の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えて B 1 種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき B 1 種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分その他の方法により代表取締役社長が決定することとし、これにより取得されなかった B 1 種優先株式については、当該金銭対価取得請求権がなされなかったものとみなす。

(4) 金銭を対価とする取得条項（強制転換）

以下の各号に定める事由が生じた場合には、当社は、代表取締役社長が別に決定する日において、B 1 種優先株主又は B 1 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、以下のそれぞれの算式に基づいて算出される取得価額（円位未満小数第 1 位まで計算し、その小数第 1 位を四捨五入する。）の金銭の交付と引換えに B 1 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他代表取締役社長が決定する合理的方法により、取得すべき B 1 種優先株式を決定する。

① 2025 年 1 月 17 日まで（当日を含む。）に当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構（NPB）への加入を株主総会の決議により決定した（以下「強制転換事由」という。）場合

取得価額 = B 1 種優先株式の払込金額 10 万円 × 1.5

② 2025 年 1 月 18 日以後（当日を含む。）に強制転換事由が発生した場合

取得価額 = B 1 種優先株式の払込金額 10 万円 × 2

③ 2030 年 1 月 18 日以後（当日を含む。）（ただし、2030 年 1 月 17 日以前（当日を含む。）に強制転換事由が発生している場合を除く。）

取得価額 = B 1 種優先株式の払込金額 10 万円

(5) 譲渡制限

譲渡による B 1 種優先株式の取得については、当社の取締役会による承認を要するものとする。

(6) 議決権

B 1 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(7) 種類株主総会

当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(8) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B 1 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B 1 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(9) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

① 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者に対し、B 1 種優先株式 1 株につき B 1 種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）が割当てられるようにする。

② B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者に対して B 1 種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者は、B 1 種優先株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの割当株式等と同一の額の割当株式等の割当てを受ける。

4. B 1 種優先株式は、金融商品取引所において上場の予定はありません。

5. 当社は、B 1 種優先株式のほか普通株式、A 1 種優先株式、A 2 種優先株式、A 3 種優先株式、B 2 種優先株式及び B 3 種優先株式についての定款の定めを置いております。

A 1 種優先株式については、その払込金額相当額に A 1 種優先配当率を乗じて算出した額の金銭が優先配当金として支払われます。また、A 2 種優先株式及び A 3 種優先株式については、その払込金額相当額にその発行に先立って株主総会の決議によって 3 % を上限として定める配当年率を乗じて算出した額の金銭が優先配当金として支払われます。また、A 1 種優先株式、A 2 種優先株式及び A 3 種優先株式は、残余財産の分配については、普通株主及び普通登録株式質権者に優先いたします。これらを勘案して、A 1 種優先株式を有する株主、A 2 種優先株式を有する株主及び A 3 種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないこととしております。

B 2 種優先株式及び B 3 種優先株式については、剰余金の配当はしないことと定められております。残余財産の分配については、普通株主及び普通登録株式質権者に優先いたします。これらを勘案して、B 2 種優先株式を有する株主及び B 3 種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないこととしております。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
募集株式のうち株主割当	—	—	—
募集株式のうちその他の者に対する割当	—	—	—
募集株式のうち一般募集	A 1 種優先株式	2,000 株	100,000,000
	B 1 種優先株式	4,000 株	200,000,000
発起人の引受株式	—	—	—
計 (総発行株式)	6,000 株	600,000,000	300,000,000

(注) 1. 当社の直接募集によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は 300,000,000 円であります。

(2) 【募集の条件】

① 【A 1 種優先株式】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
100,000	50,000	1 株	2020 年 10 月 1 日 (木) ~ 2020 年 11 月 30 日 (月)	1 株につき発行価格と同一の金額	2020 年 12 月 1 日 (火)

(注) 1. 当社の直接募集によります。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込期間内に、A 1 種優先株式の割当予定先による後記申込取扱場所へ申込みがされない場合は、A 1 種優先株式に係る割当は行われなないこととなります。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所において申込みをするものとし、かつ申込証拠金を添えて行うものとします。
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。
7. 払込期日は、会社法上の払込期日であり、申込証拠金の振込みの期限とは異なります。申込証拠金の振込み等が申込期間内に行われない場合には、有効な申込みとして取り扱われない場合があります。

②【B1種優先株式】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
100,000	50,000	1株	2020年10月1日(木)～ 2020年11月30日(月)	1株につき発行価格と同一の金額	2020年12月1日(火)

- (注) 1. 当社の直接募集によります。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 申込期間内に、B1種優先株式の割当予定先による後記申込取扱場所へ申込みがされない場合は、B1種優先株式に係る割当は行われないこととなります。
 4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所において申込みをするものとし、かつ申込証拠金を添えて行うものとします。
 5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
 6. 申込証拠金には、利息をつけません。
 7. 払込期日は、会社法上の払込期日であり、申込証拠金の振込みの期限とは異なります。申込証拠金の振込み等が申込期間内に行われない場合には、有効な申込みとして取り扱われない場合があります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社BASE 沖縄野球球団 宜野湾球団事務所	沖縄県宜野湾市大謝名 85番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
琉球銀行 大謝名支店	沖縄県宜野湾市大謝名 215番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
600,000,000	20,000,000	580,000,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額は、20,000,000円を見込んでおります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 当社が管理・運営するプロ野球球団である琉球ブルーオーシャンズ所属の選手に係る費用	200	2020年12月～2021年12月
② 球団運営費用	380	2020年12月～2021年12月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第1期 2019年12月
売上高 (百万円)	10
経常損失 (△) (百万円)	△28
当期純損失 (△) (百万円)	△28
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-
資本金 (百万円)	10
発行済株式総数 (株)	10,000
純資産額 (百万円)	△18
総資産額 (百万円)	31
1株当たり純資産額 (円)	△1,867.76
1株当たり配当額 (円)	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2,867.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-
自己資本比率 (%)	△59.70
自己資本利益率 (%)	-
株価収益率 (倍)	-
配当性向 (%)	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△20
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	20
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	11
従業員数 (名)	4
(外、平均臨時雇用者数)	(-)
株主総利回り (%)	-
(比較指標：-)	(-)
最高株価 (円)	-
最低株価 (円)	-

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度における主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第1期は、当社設立初年度であり2019年7月18日から2019年12月31日の5か月13日間となっております。

4. 当社は2019年12月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純損失については、第1期の期首に当該株式分割が行われたものとして算定しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第1期の自己資本利益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

7. 株価収益率、株主総利回り、比較指標及び最高・最低株価については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
2019年7月	沖縄県宜野湾市に当社を設立(資本金10,000,000円)
2019年11月	プロ野球球団 琉球ブルーオーシャンズ第1回トライアウト実施
2019年12月	プロ野球球団 琉球ブルーオーシャンズ 選手お披露目会開催

年月	概要
2019年12月	第1回 一口株主募集開始
2020年1月	第1回 一口株主募集終了
2020年1月	プロ野球球団 琉球ブルーオーシャンズ キャンプ開始
2020年2月	プロ野球球団 琉球ブルーオーシャンズ 練習試合（対ロッテ二軍・北京タイガース）
2020年2月	プロ野球球団 琉球ブルーオーシャンズ オープニングゲーム開催（対巨人三軍）
2020年2月	第2回 一口株主募集開始
2020年3月	プロ野球球団 琉球ブルーオーシャンズ 沖縄シリーズ 開始
2020年3月	第2回 一口株主募集終了

3 【事業の内容】

プロ野球球団である琉球ブルーオーシャンズの管理・運営。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
(完全親会社) 株式会社 BASE	東京都千代田区有楽 町 1-12-1	80	スポーツ選手のマネ ジメント業	100.0	役員の兼任3名

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年6月30日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
3 (2)	28	0.6	3,400

(注) 1. 従業員数は就業人員数（他社から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用数は（ ）内に外数で記載しております。

2. 当社は「プロ野球球団の管理・運営」業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、「沖縄の地をリスペクトし、県民と共に歩み、共に繁栄する」という経営理念のもと、沖縄にプロ野球球団を発足させるべく、設立以来活動をしております。沖縄県におきましては、近年サッカーやバスケットボールのプロ興行が、成功を収め、スポーツビジネスに追い風が吹いております。

このような中、元来野球熱の非常に高い沖縄において、県民の皆様は今後いかに浸透していただけるかが、将来、球団の目標であるNPB（日本野球機構）入りに向けて非常に重要であると考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動及び社会生活の混乱が続いており、当社のプロ野球球団の試合について中止、無観客試合となり売上高及び業績に影響が出ておりその影響の規模を予測することは困難な状況にあります。当社はこの問題が終息した際に、業績回復に向けて最善を尽くすため、可能な限り業績への影響を最小限にする体制づくりに努めてまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 球団運営に係るリスクについて

① 球場使用に関するリスク

当社が行うプロ野球球団の運営事業においては、野球の試合会場となる球場を確保することが重要です。この点、当社は、宜野湾市、浦添市、宮古島市の球場を使用する予定ですが、行政機関との関係性の変化や方針の変更等により予定通り球場を使用できない可能性があります。また、他の団体による球場の使用が、当社によるプロ野球球団の使用に優先する場合があります。さらに、当社によるプロ野球球団の試合が行われる球場はいずれも屋外球場であり、荒天時には試合を行うことができません。このため、当社の想定通り球場を使用することができず、その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 選手の行動に起因する、レピュテーションリスク

当社が行うプロ野球球団の主たる経営資源は選手です。このため、選手が犯罪その他の違法な行為若しくは社会的に批判される行動を取った場合、又はそのような疑いが生じた場合、当社のレピュテーションに悪影響が生じ、その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 選手の獲得に関するリスク

当社が行うプロ野球球団の運営においては、経営資源である選手の質・数が球団運営における重要な要素となります。当社は、日々選手の獲得活動を行っておりますが、当社が行うプロ野球球団は発足後まもないことから既存のプロ野球球団と比べて実績、知名度等で劣る可能性があり、当社の想定通りに選手の獲得が進まない可能性があります。その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ チケットの販売収入及び広告・協賛金収入に関するリスク

当社の想定通り、チケットの販売実績を上げられない可能性があります。また、当社の想定通り、企業からの広告収入実績や協賛金による収入実績を上げられない可能性があります。その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 一般社団法人日本野球機構（NPB）に加入できないリスク

当社は、その運営するプロ野球球団を2030年までに日本野球機構（NPB）に加入させることを目標としております。当社は、NPBへの加入を目指して様々な活動を行っておりますが、その一環として、2021年においては、毎年秋に開催されるNPB主催のフェニックスリーグ参戦に向けた準備をしております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、フェニックスリーグ参戦を含め、当社の想定通りに活動を行うことができない可能性があり、また、想定通りの活動を行うことができたとしても、それにより期待された収入その他の効果を十分に得ることができない可能性や当社の想定通りにプロ野球球団が日本野球機構（NPB）に加入できず、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 景気低迷に係るリスクについて

当社が行うプロ野球球団の運営は興業の側面を有し、我が国の景気が低迷した場合には、かかる景気低迷の影響を受けやすく、当社の想定通りのチケットの販売実績や広告収入及び協賛金を上げられない可能性があります。その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 大規模な自然災害・感染症に係るリスクについて

2020年2月に発生した新型コロナウイルスの蔓延の懸念により、同年3月以降に予定されていた当社のプロ野球球団の試合は、中止又は無観客試合となったため、これらの試合に係る売上を計上することはできませんでした。当社は、新型コロナウイルスの感染リスクを慎重に見極めるとともに、当該リスクを低下させる各種の施策を実施し、通常の試合を開催することを目指していますが、今後、感染症の更なる拡大やパンデミックにあたる状況が発生及び進行する可能性があり、通常の試合を開催できるという保証はありません。

このように、台風、地震、津波等の自然災害並びに既存及び新型の感染症が想定を大きく上回る規模で発生及び流行した場合、長期間にわたり他の野球球団との試合を行うことができない、又は試合を行うことができて無観客で行わざるを得ない等の事情により、当社が行うプロ野球球団の運営に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) プロ野球人気低迷に係るリスクについて

我が国には、野球以外にもサッカー、バスケットボールをはじめとする多数のプロスポーツを運営する団体が存在しており、それぞれが独自の戦略のもと、集客・グッズ販売等の分野を進めており、プロスポーツ人気の多極化が進みつつあります。かかる状況のもとでは、特定のプロスポーツが人気を独占することは難しく、今後のその傾向が加速した場合には、プロ野球人気自体が低迷する可能性があります。その場合には、当社が行うプロ野球球団の運営にも悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 優先株式に係るリスクについて

当社は、A1種優先株式及びB1種優先株式を発行しており、当該優先株式に関して下記のリスクが生じる可能性があります。

① 議決権等に関するリスク

A1種優先株主及びB1種優先株主は、株主総会において議決権を有しないとされています。したがって、例えば取締役又は監査役の選任、配当の決定、計算書類の承認等の株主総会の議案につき議決権を行使することはできません。

また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A1種優先株主を構成員とする種類株主総会及びB1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないとされており、A1種優先株主を構成員とする種類株主総会及びB1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する事項が限定されています。

以上のとおり、A1種優先株主及びB1種優先株主は、株主総会及び種類株主総会における議決権行使を通じた当社の意思決定に参加することが原則としてできないことから、当社が、A1種優先株主及びB1種優先株主の意思に沿わない意思決定をする可能性があります。

② 配当に関するリスク

A1種優先株式は、A1種優先配当金を受ける権利が定められておりますが、当社の事業状況、経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況によっては、想定した金額の配当が実施されない又は配当そのものが実施されない可能性があります。

③ 優先株式の取得に関するリスク

B1種優先株主は、当社に対し、2025年1月18日以降いつでも、金銭を対価としてB1種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができます。B1種優先株主の請求に基づき、当社がB1種優先株式を取得し、その対価としての金銭を交付した場合、当社の財政状態、キャッシュ・フロー、分配可能額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、A1種優先株式及びB1種優先株式には、当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構（NPB）への加入を決定する株主総会の決議がなされた場合に、当社の決定によりA1種優先株式及びB1種優先株式を取得できるものとする取得条項が付されています。しかしながら、当社の事業状況、経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況により、当該条件が成就しない可能性があり、また、当該条件が成就した場合であっても、当社がA1種優先株式若しくはB1種優先株式又はその両方の取得を決定しない可能性があります。

④ 流動性に関するリスク

A 1 種優先株式及びB 1 種優先株式は金融商品取引所に上場されておりません。また、当社の株式を譲渡により取得することについては、当社取締役会の承認を受ける必要があることが定款で規定されております。そのため、A 1 種優先株主又はB 1 種優先株主は、保有するA 1 種優先株式又はB 1 種優先株式の譲渡を希望する場合であっても譲渡先が見つかることができず、また、譲渡先が見つかったとしても、当社が譲渡を承認しないときは、その保有する当社株式を譲渡することができず、保有するA 1 種優先株式又はB 1 種優先株式を換金することができない可能性があります。

(6) 課税関係に係るリスクについて

A 1 種優先株主に対する配当が行われた場合や、A 1 種優先株式又はB 1 種優先株式を売却若しくは購入した場合又は金銭を対価とする取得条項が行使された場合、A 1 種優先株主又はB 1 種優先株主に課税関係が生じる可能性があります。A 1 種優先株主又はB 1 種優先株主は、A 1 種優先株式又はB 1 種優先株式の所有又は処分等に関連する課税関係について、自ら、税務専門家からの助言を求めることが推奨されます。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要ならびに経営者の視点による当社の経営成績等に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

第1期（自 2019年7月18日 至 2019年12月31日）

当事業年度は2019年7月に会社を設立し、野球球団としては2020年から稼働するための準備年であり、スポンサーからの広告収入等を一部計上するに留まった結果、売上高は10百万円、営業損失は26百万円、経常損失は28百万円となりました。また、これに伴い当事業年度の純資産は△18百万円となりました。

スポンサーからの広告収入は、チームの本格活動前の2019年12月末の段階で60百万円程度の契約をいただいております。好調に推移していると考えております。

生産、受注及び販売実績は次のとおりとなります。

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当事業年度の売上状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	ファンクラブ収入	広告収入	合計
売上高	0	9	10

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. また、主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当事業年度(2019年12月期)	
	金額(百万円)	割合(%)
イーゲート株式会社	4	39.1
ブルーコンシャス株式会社	3	32.2

第2期中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

当中間会計期間はプロ野球球団（琉球ブルーオーシャンズ）の稼働初年度であり、選手・フロント陣の獲得を行い、チームを立ち上げキャンプを実施してまいりました。また、スポンサーからの広告収入も積極的に営業展開してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、当社のプロ野球球団の試合が中止又は無観客試合となったためこれらの試合に係る売上を計上することができませんでした。

その結果、売上高は29百万円、営業損失は102百万円、経常損失は104百万円、中間純損失は104百万円となりました。また、当中間会計期間の末日における純資産は、A 1 種優先株式及びB 1 種優先株式による資金調達の実施による97百万円の増加及び中間純損失104百万円の計上により△25百万円（前事業年度末△18百万円）となりました。

生産、受注及び販売実績は次のとおりであります。

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当中間会計期間の売上状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	ファンクラブ収入	広告収入	その他	合計
売上高	1	26	0	29

主要な顧客ごとの情報は次のとおりであります。

(単位：百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高
イーゲート株式会社	8
アイダ設計株式会社	4
ブルーコンシャス株式会社	3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第1期(自 2019年7月18日 至 2019年12月31日)

当事業年度の現金及び現金同等物の期末残高は11百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は、12百万円となりました。これは、主に、税引前当期純損失△28百万円、未払金の増加額減少19百万円、前受収益の増加額20百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は、20百万円となりました。これは、主に、開業費等の繰延資産の取得による支出20百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は、20百万円となりました。これは、当社設立による出資払い込み10百万円及び、優先株による資金調達にかかる預り金の受入れによる収入10百万円によるものであります。

(資本の財源及び資金の流動性について)

当社の運転資金需要の主なもの、プロ野球球団の運営経費等の販売費及び一般管理費の営業費用であります。当社は事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針とし、自己資金を中心に資金調達を行ってまいります。

第2期中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

当中間会計期間の末日における現金及び現金同等物の残高は62百万円(前事業年度末残高は11百万円)となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は、114百万円となりました。これは、主に、税引前中間純損失104百万円の計上、未払金の減少11百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は、0百万円となりました。これは、主に、工具、器具及び備品の取得0百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は、165百万円となりました。これは、A1種優先株式及びB1種優先株式の発行による調達87百万円及び長期借入れによる調達78百万円によるものであります。

(資本の財源及び資金の流動性について)

当社の運転資金需要の主なものは、プロ野球球団の運営経費等の販売費及び一般管理費の営業費用であります。当社は事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針とし、自己資金による資金調達を行うとともに、事業活動の維持に必要な資金を安定的に確保するため、金融機関からの借入を行っております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
A1種優先株式	10,000
A2種優先株式	10,000
A3種優先株式	10,000
B1種優先株式	20,000
B2種優先株式	20,000
B3種優先株式	20,000
計	190,000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	非上場・非登録	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式(注)1、2
A1種優先株式	343	非上場・非登録	(注)1、2、3
B1種優先株式	634	非上場・非登録	(注)1、2、4
計	10,977	—	—

(注)1. 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを設けております。

2. 当社は単元株制度を採用しておりません。

3. A1種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) 優先配当金

① A1種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株式1株につき、A1種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、年率2%を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。)の配当を行う。

ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A1種優先配当金の全部又は一部の配当(下記②に定める累積未払A1種優先配当金の配当を除く。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、A1種優先配当金の配当の基準日からA1種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が下記(2)に従い残余財産の分配を行った又は下記(3)に従いA1種優先株式を取得した場合には、当該A1種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

② 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定める累積未払A1種優先配当金の配当を除く。)の額の合計額がA1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、払込金額に対しA1種優先配当率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額については、A1種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対して支払う。

③ 非参加条項

A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、A1種優先配当金及び累積未払A1種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額を支払う。

（基準価額算式）

1株あたりの残余財産分配価額＝A1種優先株式の払込金額10万円＋累積未払A1種優先配当金＋前事業年度未払A1種優先配当金＋当事業年度未払A1種優先配当金額

「累積未払A1種優先配当金」とは、残余財産分配がなされる日を実際に支払われた日として、上記(1)②に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とする。

「前事業年度未払A1種優先配当金」とは、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度に係るA1種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA1種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA1種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A1種優先配当金に含まれる場合を除く。）とする。

「当事業年度未払A1種優先配当金額」とは、10万円にA1種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払A1種優先配当金及び前事業年度未払A1種優先配当金を除く。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得条項（強制転換）

当社が、当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構（NPB）への加入を株主総会の決議により決定した場合には、当社は、代表取締役社長が別に決定する日において、A1種優先株主又はA1種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他代表取締役社長が決定する合理的方法により、取得すべきA1種優先株式を決定する。

A1種優先株式1株あたりの取得価額は、上記(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(4) 議決権

A1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A1種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A1種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

① 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対し、A1種優先株式1株につきA1種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産が割当てられるようにする。

② A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対してA1種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者は、A1種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等と同一の額の割当株式等の割当てを受ける。

4. B1種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) 剰余金の配当

当社は、B1種優先株主又はB1種優先登録株式質権者に対しては、剰余金の配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、B1種優先株主又はB1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B1種優先株式の払込金額10万円を支払う。B1種優先株主又はB1種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得請求権（転換請求権）

B 1 種優先株主は、当社に対し、2025 年 1 月 18 日以降いつでも、金銭を対価として B 1 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、B 1 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B 1 種優先株主に対して、基準価額の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えて B 1 種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき B 1 種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分その他の方法により代表取締役社長が決定することとし、これにより取得されなかった B 1 種優先株式については、当該金銭対価取得請求権がなされなかったものとみなす。

(4) 金銭を対価とする取得条項（強制転換）

以下の各号に定める事由が生じた場合には、当社は、代表取締役社長が別に決定する日において、B 1 種優先株主又は B 1 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、以下のそれぞれの算式に基づいて算出される取得価額（円位未満小数第 1 位まで計算し、その小数第 1 位を四捨五入する。）の金銭の交付と引換えに B 1 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他代表取締役社長が決定する合理的方法により、取得すべき B 1 種優先株式を決定する。

① 2025 年 1 月 17 日まで（当日を含む。）に当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構（NPB）への加入を株主総会の決議により決定した場合

取得価額＝B 1 種優先株式の払込金額 10 万円×1.5

② 2025 年 1 月 18 日以後（当日を含む。）に強制転換事由が発生した場合

取得価額＝B 1 種優先株式の払込金額 10 万円×2

③ 2030 年 1 月 18 日以後（当日を含む。）（ただし、2030 年 1 月 17 日以前（当日を含む。）に強制転換事由が発生している場合を除く。）

取得価額＝B 1 種優先株式の払込金額 10 万円

(5) 議決権

B 1 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 種類株主総会

当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B 1 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B 1 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(8) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

① 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者に対し、B 1 種優先株式 1 株につき B 1 種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産が割当てられるようにする。

② B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者に対して B 1 種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者は、B 1 種優先株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの割当株式等と同一の額の割当株式等の割当てを受ける。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2019年7月18日 (注1)	普通株式 100	普通株式 100	10	10	0	0
2019年12月2日 (注2)	普通株式 9,900	普通株式 10,000	—	10	—	0
2020年1月22日 (注3)	A1種優先株式 223 B1種優先株式 424	普通株式 10,000 A1種優先株式 223 B1種優先株式 424	32	42	32	32
2020年3月27日 (注4)	A1種優先株式 120 B1種優先株式 210	普通株式 10,000 A1種優先株式 343 B1種優先株式 634	16	58	16	48

(注) 1. 当社の設立による出資金の払込みであります。

2. 2019年12月2日付の株式分割(1:100)による増加であります。

3. 2020年1月22日を払込期日とするA1種優先株式223株、B1種優先株式424株の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ32百万円増加しております。

4. 2020年3月27日を払込期日とするA1種優先株式120株、B1種優先株式210株の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ16百万円増加しております。

(4) 【所有者別状況】

①普通株式

2020年6月30日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100	—	—	—	100	—

②A1種優先株式

2020年6月30日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	26	—	—	145	171	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	15.2	—	—	84.8	100.0	—

③B1種優先株式

2020年6月30日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	20	—	—	200	220	—

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共 団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	9.1	—	—	90.9	100.0	

(5) 【大株主の状況】

2020年6月30日現在

名称	住所	所有株式 数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社 BASE	東京都千代田区有楽町 1- 12-1	10,000	91.10
大橋 太	福島県いわき市	50	0.46
石井 勇	茨城県坂東市	30	0.27
福原 郁治	北海道帯広市	20	0.18
濱川 清香	千葉県印西市	15	0.14
佐藤 文計	東京都港区	15	0.14
高鍋 智之	福岡県北九州市	15	0.14
荒木 学	千葉県印西市	15	0.14
計	—	10,160	92.56

(注) なお、所有株式に係る議決権を有する株主は株式会社BASEのみとなります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A 1種優先株式 343 B 1種優先株式 634	—	(1) 株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,000	10,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,977	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

株主還元については、中期的な成長に向けた投資や財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつも、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針と致します。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の強化に努めております。

② コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

イ. 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(a) 会社の機関の内容、内部統制システムの整備状況及びリスク管理体制の整備状況

取締役会は、取締役3名で構成されており、随時必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。

監査役は1名選任しており、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役の職務執行状況の報告聴取並びに本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に開催される取締役とのミーティング等を通じて意思疎通を図ることとしております。

また、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでおります。

(b) 役員報酬等

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は、以下のとおりであります。

取締役3名に対する報酬等の額	5百万円
監査役1名に対する報酬等の額	1百万円
計	5百万円

③ 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨、定款に定めております。

④ 取締役の選任決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	北川 智哉	1976年5月10日	2009年 株式会社タカラレーベン入社 2012年 株式会社タカラレーベン取締役 2017年 株式会社フージャースホールディングス入社 2019年 株式会社BASE 代表取締役 (現任) 2020年 当社代表取締役 (現任)	(注) 1	—
取締役	小林 太志	1983年5月11日	2006年 東日本旅客鉄道株式会社入社 2008年 横浜ベイスターズ入団 2015年 株式会社タカラレーベン入社 2019年 株式会社BASE 入社	(注) 1	—
取締役	鈴木 克昌	1974年8月15日	2000年 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2000年 濱田松本法律事務所 (現: 森・濱田松本法律事務所) 入所 2004年 英国 Linklaters 法律事務所にて執務 (~2005年) 2008年 森・濱田松本法律事務所パートナー 2018年 IBA (国際法曹協会) 証券法委員会委員・M&A 部会 議長	(注) 1	—
取締役	宮田 大志	1981年8月31日	2005年 株式会社リアファクトリー入社 2009年 有限会社スタジオデザート入社 2011年 株式会社シエロデザイン入社	(注) 1	—
監査役	櫻井 秀憲	1979年6月5日	2002年 新日本監査法人入社 2008年 税理士法人 AKJ パートナース入社 2013年 フロンティア・マネジメント株式会社 2014年 櫻井公認会計士事務所 株式会社キャピタルパートナーズ設立	(注) 2	—

(注) 1. 取締役の任期は、2019年7月18日就任後、10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

2. 監査役の任期は、2019年7月18日就任後、10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員の状況

取締役の宮田大志が社外役員である。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役である櫻井秀憲氏は、専門的な知識や豊富な経験を有しており、独立性の観点からも、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず、適正に業務執行が行われているか監視できる立場を保持していると考えております。監査役は、取締役等との意見交換を通じ、経営の妥当性・効率性及び公正性等に関する意見・提言を行なっております。

② 内部監査の状況

本書提出日現在において、設立2年目であり、組織および人員も多くないことから、内部監査室は設置しておらず、取締役会にて必要に応じて、議論しております。

③ 会計監査の状況

a. 公認会計士事務所の名称

古澤公認会計士事務所

b. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 古澤 卓

c. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名であります。古澤公認会計士事務所の監査証明に対する審査体制は、審査担当者1名であり、事務所規定に基づき監査計画から、金融商品取引法監査報告書まで審査を行っております。

d. 公認会計士事務所の選定方針と理由

公認会計士古澤卓氏は、当社の事業特性を熟知した上で公正な監査を期待できると判断したものであります。

e. 監査役による公認会計士事務所の評価

当社の監査役は古澤卓氏に対し、公正妥当、そして当社の特性を鑑みた会計監査の実行者として評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
1	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査日数等を勘案の上で決定しております。

e. 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

上記の方針に基づいた協議が行われ、当社の事業規模及び一般的な相場から鑑みて妥当なものと判断したことにより同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び半期財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社は、2019年7月18日設立のため、前中間会計期間にかかる記載はしていません。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2019年7月18日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、古澤公認会計士事務所により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）の中間財務諸表について、古澤公認会計士事務所による中間監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

- (1) 当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。
- (2) 当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、各基準に準拠した開示を行える体制を整備するため、会計に関する研修への参加により最新の会計情報を入手しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

当事業年度 (2019年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	11
売掛金	0
その他	0
流動資産合計	12
固定資産	
投資その他の資産	
長期前払費用	0
投資その他の資産合計	0
固定資産合計	0
繰延資産	
創立費	0
開業費	18
繰延資産合計	19
資産合計	31
負債の部	
流動負債	
関係会社未払金	19
未払法人税等	0
未払消費税等	0
前受収益	20
預り金	10
流動負債合計	49
負債合計	49
純資産の部	
株主資本	
資本金	10
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△28
利益剰余金合計	△28
株主資本合計	△18
純資産合計	△18
負債純資産合計	31

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間会計期間 (2020年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	62
未収消費税等	10
その他	1
流動資産合計	74
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品（純額）	※1 0
有形固定資産合計	0
投資その他の資産	
長期前払費用	0
その他	0
投資その他の資産合計	0
固定資産合計	0
繰延資産	
創立費	0
開業費	16
繰延資産合計	16
資産合計	91
負債の部	
流動負債	
関係会社未払金	7
未払法人税等	0
前受収益	25
預り金	4
その他	0
流動負債合計	39
固定負債	
長期借入金	78
固定負債合計	78
負債合計	117
純資産の部	
株主資本	
資本金	58
資本剰余金	
資本準備金	48
資本剰余金合計	48
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△133
利益剰余金合計	△133
株主資本合計	△25
純資産合計	△25
負債純資産合計	91

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2019年7月18日 至 2019年12月31日)
売上高	10
売上原価	
商品売上原価	
売上原価合計	-
売上総利益	10
販売費及び一般管理費	※1, ※2 37
営業損失(△)	△26
営業外費用	
創立費償却	0
開業費償却	1
営業外費用合計	1
経常損失(△)	△28
税引前当期純損失(△)	△28
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等合計	0
当期純損失(△)	△28

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間	
(自 2020年1月1日	
至 2020年6月30日)	
売上高	29
売上原価	3
売上総利益	25
販売費及び一般管理費	127
営業損失(△)	△102
営業外収益	※1 0
営業外費用	※2 2
経常損失(△)	△104
税引前中間純損失(△)	△104
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等合計	0
中間純損失(△)	△104

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2019年7月18日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	-	-	-	-	-
当期変動額					
新株の発行	10	-	-	10	10
当期純損失（△）	-	△28	△28	△28	△28
当期変動額合計	10	△28	△28	△18	△18
当期末残高	10	△28	△28	△18	△18

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	10	-	-	△28	△28	△18	△18
当中間期変動額							
新株の発行	48	48	48	-	-	97	97
中間純損失（△）	-	-	-	△104	△104	△104	△104
当中間期変動額合計	48	48	48	△104	△104	△6	△6
当中間期末残高	58	48	48	△133	△133	△25	△25

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2019年7月18日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失 (△)	△28
繰延資産償却額	1
売上債権の増減額 (△は増加)	△0
未払金の増減額 (△は減少)	19
前受収益の増減額 (△は減少)	20
その他	△0
小計	12
法人税等の支払額	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	
繰延資産の取得による支出	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	10
預り金の受入れによる収入	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	20
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	11
現金及び現金同等物の期首残高	-
現金及び現金同等物の期末残高	※ 11

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間	
(自 2020年1月1日	
至 2020年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△104
減価償却費	0
繰延資産償却額	2
売上債権の増減額 (△は増加)	0
未払金の増減額 (△は減少)	△11
前受収益の増減額 (△は減少)	5
受取利息及び受取配当金	△0
支払利息	0
その他	△7
小計	△114
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の支払額	△0
営業活動によるキャッシュ・フロー	△114
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△0
その他	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	87
長期借入れによる収入	78
財務活動によるキャッシュ・フロー	165
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	50
現金及び現金同等物の期首残高	11
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 62

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 繰延資産の処理方法

①創立費

5年間にわたり定額法により償却しております。

②開業費

5年間にわたり定額法により償却しております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	当事業年度 (自2019年7月18日 至2019年12月31日)
出向者負担金	4百万円
業務委託費	9百万円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は当事業年度 12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は当事業年度 88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当事業年度 (自2019年7月18日 至2019年12月31日)
役員報酬	5百万円
出向者負担金	4百万円
旅費交通費	4百万円
業務委託費	16百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自2019年7月18日 至2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	-	10,000	-	10,000
合計	-	10,000	-	10,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の株式数の増加は、当社設立による出資の払い込みによるもの (100株) 及び株式分割によるもの (9,900株) であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当事業年度 (自2019年7月18日 至2019年12月31日)	
現金及び預金勘定	11百万円
現金及び現金同等物	11百万円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄う方針としております。また、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、投機目的のためのデリバティブ取引等市場リスクのある金融商品の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の主な金融商品は、現金及び預金、売掛金、関係会社未払金であります。リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金について営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、市場リスクのある金融商品の取引を行わない方針であり、特段のリスク管理体制はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各担当者からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、特定の大口顧客に対するものはなく信用リスクの集中は少ないと考えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11	11	-
(2) 売掛金	0	0	-
(3) 未収入金	0	0	-
資産計	12	12	-
(1) 関係会社未払金	19	19	-
(2) 未払法人税等	0	0	-
負債計	19	19	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
負債

(1) 関係会社未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2019年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11	-	-	-
売掛金	0	-	-	-
未収入金	0	-	-	-
合計	12	-	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産	
前受収益	13百万円
繰延税金資産小計	13百万円
評価性引当額	△9百万円
繰延税金資産合計	3百万円
繰延税金負債	
未払業務委託費	△3百万円
繰延税金負債合計	△3百万円
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失となったため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は「プロ野球球団の管理・運営」業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度（自2019年7月18日 至2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ファンクラブ収入	広告収入	合計
外部顧客への売上高	0	9	10

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は、有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高
イーゲート株式会社	4
ブルーコンシャス株式会社	3

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当事業年度（自2019年7月18日 至2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 BASE	東京都 千代田 区	80	スポーツ 選手のマネ ジメント業	被所有 直接100	役員の兼任	-	-	-	-
						設立出資	設立出資	10	-	-
						プロ野球球団の 管理運営の委託	業務委託	6	関係会 社未払 金	19
						広告協賛に関わ る営業の委託	業務委託	3		
						従業員の出向	出向者担金	6		
						経費の立替	経費の立替	56		

(注) 1. 上記の金額のうち、経費の立替以外の取引金額には、消費税等が含まれておらず、経費の立替の取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) プロ野球球団の管理運営の委託については、親会社で要するコスト等を勘案し決定しております。
- (2) 広告協賛に係る営業の委託については、市場価格を参考に決定しております。
- (3) 従業員の出向負担金については、親会社で発生する給与等の人件費の実費に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社BASE （非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自2019年7月18日 至2019年12月31日)
1株当たり純資産額	△1,867.76円
1株当たり当期純損失(△)	△2,867.76円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2019年12月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものとして1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	△18
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	△18
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,000

4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自2019年7月18日 至2019年12月31日)
1株当たり当期純損失(△)	
当期純損失(△)(百万円)	△28
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純損失(△)(百万円)	△28
期中平均株式数(株)	10,000

(重要な後発事象)

(募集による新株式(優先株)の発行)

当社は、2019年12月2日の取締役会及び株主総会において、次のとおり募集によるA1種優先株式及びB1種優先株式の発行について決議し2020年1月22日に払込が完了しております。

また、2020年2月10日の取締役会及び株主総会において、次のとおり募集によるA1種優先株式及びB1種優先株式の発行について決議し2020年3月27日に払込が完了しております。

	2019年12月2日発行決議	2020年2月10日発行決議
(1) 発行する株式の種類及び数	A1種優先株式 223株 B1種優先株式 424株	A1種優先株式 120株 B1種優先株式 210株
(2) 発行価額	A1種優先株式、B1種優先株式ともに 1株につき100,000円	A1種優先株式、B1種優先株式ともに 1株につき100,000円
(3) 発行総額	64,700,000円	33,000,000円
(4) 資本金組入額	32,350,000円	16,500,000円
(5) 払込期日	2020年1月22日	2020年3月27日
(6) 募集の方法	一般募集の方法による	一般募集の方法による
(7) 資金の使途	当社が管理・運営するプロ野球球団である琉球ブルーオーシャンズ所属の選手に係る費用及び球団運営費用	

(新型コロナウイルスの蔓延)

2020年2月に発生した新型コロナウイルスの蔓延の懸念により、同年3月に予定されていた当社のプロ野球球団の試合は、中止又は無観客試合となったため、これらの売上を計上することができませんでした。新型コロナウイルス感染の更なる拡大により、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。なお、その影響額については、提出日現在では算定することが困難であります。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

5年間にわたり定額法により償却しております。

(2) 開業費

5年間にわたり定額法により償却しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動及び社会生活の混乱が続いており、当社のプロ野球球団の試合について中止、無観客試合となり売上高及び業績に影響が出ております。なお、今後の拡がり方や収束時期を予測することは困難であるため、現時点で入手可能な情報に基づき、当中間会計期間の末日以後の一定期間にわたり影響が継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間
(2020年6月30日)

0百万円

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間
(自 2020年1月1日
至 2020年6月30日)

受取利息 0百万円

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間
(自 2020年1月1日
至 2020年6月30日)

支払利息 0百万円

創立費償却 0百万円

開業費償却 2百万円

3 減価償却実施額

当中間会計期間
(自 2020年1月1日
至 2020年6月30日)

有形固定資産 0百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
A1種優先株式 (注)	-	343	-	343
B1種優先株式 (注)	-	634	-	634
合計	10,000	977	-	10,977

(注) A1種優先株式及びB1種優先株式の増加は有償第三者割当増資によるものであります。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

すべての種類株式について自己株式の保有はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金勘定	62百万円
現金及び現金同等物	62百万円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

当中間会計期間（2020年6月30日）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	62	62	-
(2) 未収消費税等	10	10	-
資産計	72	72	-
(1) 関係会社未払金	7	7	-
(2) 未払法人税等	0	0	-
(3) 長期借入金	78	78	-
負債計	85	85	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 関係会社未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は「プロ野球球団の管理・運営」業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ファンクラブ収入	広告収入	その他	合計
外部顧客への売上高	1	26	0	29

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高
イーゲート株式会社	8
アイダ設計株式会社	4
ブルーコンシャス株式会社	3

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2020年6月30日)
1株当たり純資産額	△11,584.37円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(百万円)	△25
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	△97
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	△123
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の数(株)	
普通株式	10,000
B1種優先株式	634
計	10,634

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△9,992.23円
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(百万円)	△104
普通株主に帰属しない金額(百万円)	△0
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)に係る中間純損失(△)(百万円)	△104
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の期中平均株式数(株)	
普通株式	10,000
B1種優先株式	485
計	10,485

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
長期前払費用	—	0	—	0	0	0	0
繰延資産							
創立費	—	0	—	0	0	0	0
開業費	—	20	—	20	1	1	18
繰延資産計	—	20	—	20	1	1	19

(注) 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

開業費 当社開業準備にかかる各種支出

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
預金	
普通預金	11
小計	11
合計	11

ロ. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
(株)マウスコンピューター	0
合計	0

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{166}$
-	10	10	0	97.9	1.7

② 負債の部

イ. 関係会社未払金

相手先	金額 (百万円)
(株)BASE	19
合計	19

ロ. 前受収益

区分	金額 (百万円)
広告収入の前受額	20
合計	20

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	株式会社BASE 沖縄野球球団 宜野湾事務所 沖縄県宜野湾市大謝名85番5号
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	株式会社BASE 沖縄野球球団 宜野湾事務所 沖縄県宜野湾市大謝名85番5号
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当社の公告方法は、官報としております。

株主に対する特典	(1) 対象となる株主 毎年、事業年度末日の株主名簿に記載されたA1種優先株主様及びB1種優先株主様を対象といたします。			
	(2) 株主優待制度の内容 対象となる株主様の所有株式数に応じて以下のとおりとします(注1)。			
	所有株式数	特典の内容(注2)		
		<特典①> オーナー感謝祭 ご招待(注3)	<特典②> 食事会ご招待 (注4)	<特典③> VIPパス登録 (注5)
		1株以上4株以下	○	
5株以上9株以下		○	○	
10株以上	○		○	

○：付与される特典を示しています。

(注1) 株主優待制度においては、A1種優先株式とB1種優先株式のそれぞれを区別して特典の付与を行いません。すなわち、A1種優先株式とB1種優先株式のいずれも所有している株主様は、それぞれの所有株式数に応じて特典が付与されます（なお、所有するA1種優先株式の数とB1種優先株式の数が合算されることはありません。）。ただし、A1種優先株式とB1種優先株式のいずれも所有している場合であっても、同じ特典が重複して付与されることはありません。

(注2) 特典をご利用になる場所までの交通費や、宿泊代その他一切の費用は特典に含まれません。

(注3) <特典①>オーナー感謝祭は、一年の感謝と報告をオーナー様（株主様）お伝えするため、毎年11月下旬に沖縄にて開催される予定です。琉球ブルーオーシャンズの監督、コーチ及び選手の全員が原則として参加し、株主様との交流を図ります。

(注4) <特典②>食事会は、毎年11月に沖縄にて開催される予定です。株主様は、お食事をお楽しみになりながら、琉球ブルーオーシャンズの監督、コーチ及び選手と交流いただくことができます。

(注5) <特典③>VIPパスに登録された株主様は、琉球ブルーオーシャンズのキャンプ及び公開練習をベンチから観覧することができます（観覧の際には指定の身分証その他の株主様本人確認書類のご提示が必要です。）。なお、観覧の回数に制限はありません。

(注6) いずれの特典についても、有効期限はご案内に別途記載のとおりとさせていただきます。

(注7) 特典の付与の対象となる株主様には、特典①及び②については毎年9月を目処に、特典③については毎年1月下旬を目処に、郵送又はメールにてご案内をお送りいたします。

(注8) 特典やご案内の盗難・紛失等の場合には、再度の付与や送付をいたしません。

(注9) 特典のご利用は株主ご本人様に限定させていただきます。

(注10) 株主優待制度の内容は当社の事業環境その他の事情により予告なく変更又は廃止されることがあります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第1期）（自 2019年7月18日 至 2019年12月31日）

2020年3月31日沖縄総合事務局長に提出。

(2) 半期報告書

第2期中（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

2020年9月15日沖縄総合事務局長に提出。

(3) 半期報告書の訂正報告書

第2期中（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

2020年9月18日沖縄総合事務局長に提出。

2020年9月15日提出の半期報告書に係る訂正報告書であります。

(4) 臨時報告書

2020年9月11日沖縄総合事務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

2020年2月10日沖縄総合事務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年3月19日沖縄総合事務局長に提出。

2020年2月10日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月31日

株式会社 BASE 沖縄野球球団

取締役会 御中

古澤公認会計士事務所

公認会計士 古澤 卓 印

私は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 BASE 沖縄野球球団の 2019 年 7 月 18 日から 2019 年 12 月 31 日までの第 1 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社BASE 沖縄野球球団の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年9月15日

株式会社 BASE 沖縄野球球団

取締役会 御中

古澤公認会計士事務所

公認会計士 古澤 卓 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 BASE 沖縄野球球団の2020年1月1日から2020年12月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間

監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 BASE 沖縄野球球団の 2020 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020 年 1 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRL データは中間監査の対象には含まれておりません。